

牧之原市水道事業ビジョン(案)

概要版

～幸せあふれるまちを支え続ける水道～

2019～2028年度



大江配水池



牧之原市水道事業ビジョン

2019年(平成31年)3月

牧之原市建設部水道課

〒421-0495

静岡県牧之原市静波 447 番地 1

TEL 0548-23-0081

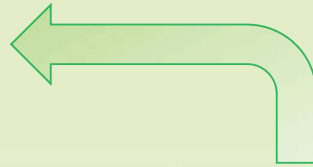


2019年(平成31年)3月

牧之原市水道課

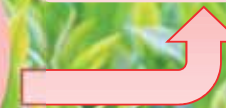
持続【健全な水道事業経営の持続】

課題	実現方策
財政	水道料金の適正化 施設の更新、耐震化を進めつつ、健全な水道事業経営を維持するために、業務効率の向上、コスト削減、定期的な水道料金の検証・見直しを行います。また、検証結果の情報を提供を図ります。
	適正な内部留保資金の確保 内部留保資金は、水道事業会計の補てん財源であり、水道料金の適正化に併せて、現在と同程度の額を確保します。
	受水費抑制の検討 受水費が事業経営の大きな負担となっているため、費用負担の抑制の検討・要望をしていきます。
	水需要の拡大 関係部局と連携を図り、企業誘致や移住定住政策による水需要拡大を目指します。
	適正人員の確保・職務分担の見直し 職務分担の見直しにより、適切な人員配置を行い、効率的な事業運営を行っていきます。
	中長期的な経営計画の策定 今後の事業経営の健全性と強化を図るため、中長期的な経営計画として経営戦略を策定します。
	近隣4市の事務業務委託の検討 牧之原市、掛川市、菊川市および御前崎市の4市で事務業務の共同委託導入の検討をしており、業務効率の効率化、コスト削減に向け検討を進めていきます。
広域連携	外部研修の活用 水道職員間の経験、知識を後継職員に継承し、職員の資質向上を図り、積極的に外部の技術研修会に参加していきます。
技術確保	ホームページ・広報等の情報提供サービスの充実 ホームページ・広報等を活用した情報提供を充実させ、水道事業に関する知識の周知を推進していきます。
利用者サービス	アンケート等による利用者の意見収集 本ビジョン策定に当たり、市民(利用者)へアンケートを実施しており、今後も定期的に実施し、利用者の意見を収集し、事業運営に反映できるよう努めます。
	バリアフリーの推進 本市水道事業では、バリアフリーの窓口環境づくりに努めており、今後も来庁者に対して、行き届いたサービスが提供できるように努めます。



強靱【災害に強い水道】

課題	実現方策
有収率・有効率	漏水調査の拡充・計画的な実施、漏水箇所の修繕 漏水調査を拡充し、計画的に実施し、漏水箇所の効果的な修繕を進めます。
水道施設維持管理	配水池、管路、バルブ等の定期的な点検の実施 配水池、管路、バルブ等の定期的な点検を実施することで、施設の健全性を確保していきます。
施設更新	老朽化施設・老朽管の更新 老朽化した施設や管路は、能力低下、機能低下により、安定給水に支障が生じる恐れがあるため、計画的に更新していきます。
施設耐震化	管路の耐震化 地震時でも給水機能を確保するために、管路の耐震化を老朽管更新と併せて計画的に進めていきます。
非常時対応	非常用発電機の設置(白井受水場) 停電時においても安定した送水機能を確保するため白井受水場に非常用自家発電機の設置を行います。
	給水タンク等の応急給水設備の整備 応急給水設備は災害時の応急給水には不可欠なため、関係機関と調整しつつ、計画的に整備していきます。
	耐震性貯水槽設置の検討 被災時の応急給水対応の一つとして、避難地等への耐震性貯水槽の設置が有効であることから、関係部局との協議を進め、耐震性貯水槽の設置を検討します。
	非常時の受援体制の整備と広報活動の充実 近隣事業体等の関係機関と協議、調整し、非常時の応急給水等の受援体制を整え、その受け入れ体制を整備していきます。
	非常時の広報活動の充実 関係部局と協議し、災害時の市民への広報活動の充実を図ります。



安全【安全・安心な水道】

課題	実現方策
給水水質の確保	水質監視の継続 今後も安全・安心な水道水を供給するため水質監視を継続します。
遠方監視項目の拡張	侵入者対応システムの導入の検討 外部からの侵入者などセキュリティの監視項目を遠方監視システムに追加していきます。
配水池	配水池の定期的な点検・清掃の実施 水質管理の観点から継続して定期的な点検・清掃を実施していきます。
貯水槽水道	貯水槽水道設置者への指導の実施 貯水槽水道利用者が安心して利用できる水を確保できるように指導します。
鉛製給水管の解消	鉛製給水管の布設状況の把握と更新 鉛製給水管の布設状況の把握に努め、早期の鉛製給水管の解消を目指します。



フォローアップ

社会情勢やお客様のニーズに対応した計画の進捗、方向性を確認し、PDCAサイクル(Plan Do Check Action)を用いたフォローアップ(計画の見直し)を行うものとします。

なお、フォローアップは、概ね5年毎に行うものとします。

